

《払い出し時確認シート》

(教育資金管理契約に基づく「教育資金」払い出し時の領収書等に係る確認シート)

※この確認シートは、お客様ご自身(受贈者が未成年等の場合は親権者様)が記入してください。

私は、教育資金の一括贈与に係る非課税措置(租税特別措置法第70条の2の2)の適用を受けるため、貴行に開設した教育資金贈与専用口座より教育資金を払い出しするにあたり、本書面の確認事項への回答に相違がないことを宣言いたします。

【ご確認日： 年 月 日】

	お客様	親権者様(お客様が未成年の場合)
口座番号		
ご氏名		
ご住所		
電話番号	ご自宅電話 () 携帯電話 ()	ご自宅電話 () 携帯電話 () 緊急時の勤務先への連絡 ☐ 連絡可 ☐ 連絡不可 勤務先電話 ()

1. 今回ご提出いただく「2.」の領収書等のチェック表(該当する回答を選んでください)

	ご確認内容	ご回答
(1)	「領収書等」は、全てご本人の「教育資金」(注1)として「学校等」または「学校等以外の者」(注2)に直接支払った資金ですか。 (注1)租税特別措置法第70条の2の2関係法令で定める教育資金 (注2)租税特別措置法第70条の2の2関係法令で定める学校等または学校等以外の者	はい・いいえ
(2)	【「領収書」について】 領収書には、①支払日、②金額、③支払者(宛名)、④支払先の氏名(名称)、⑤住所(所在地)、⑥資金使途(注)が記載されていますか。 (注)・資金使途(例「〇〇代として」)の記入が必要。塾や習い事の領収書については、内訳(〇月分(〇回または〇時間))についても記載されている必要があります。 領収書は原本をご提出いただいていますか。 (注)当行は、お預かりした原本について、写しを当行が保管した上で、「特例適用済」の表示をしご返却します。一度ご提出いただいた領収書等は再使用できません。	はい・いいえ 該当無
(3)	【上記領収書以外の「支払の事実を確認できる資料」について】 上記領収書以外でも①支払日、②金額、③支払者(宛名)、④支払先の氏名(名称)、⑤住所(所在地)、⑥資金使途が確認できれば「支払の事実を確認できる資料」での提出(注)が認められます。ご提出いただいた書類で上記①～⑥が確認できますか。 (注)・「支払の事実を確認できる資料」とは口座振替結果の掲載のある預金通帳の写し、振込依頼書控え、ネットバンキングの決済完了画面の写し、クレジットカード利用明細の写し、住所(所在地)確認のためホームページでの案内等により①～⑥が分かる組み合わせによる資料です。 ・資金使途(例「〇〇代として」)の記入が必要。塾や習い事の領収書については、内訳(〇月分(〇回または〇時間))についても記載されている必要があります。 ご提出いただいた「支払の事実を確認できる資料」の中に、同一の支払に関する重複提出はありませんか。(過去提出分を含む)	はい・いいえ 該当無
(4)	学校等で必要な費用を学校等以外の者に支払った場合、「領収書等」に加え、「学校等からの書面」(注)をご提出いただいていますか。 (注)学校等が業者を通して購入や支払を依頼している書面で学校等の名称、用途・費目が記載されているもの(年度、学期初めに配布される学校からのお便り、教科書購入票、シラバス(講義要綱)等)	はい・いいえ 該当無
(5)	「領収書等」の中に請求書はありませんか。 (注)「請求書」は「教育資金の一括贈与に係る非課税措置」における「領収書等」の対象外となりますのでご注意ください。	はい・いいえ
(6)	【領収書等の日付について】 「領収書等」の日付は、教育資金贈与税非課税措置を受けるための口座の初回預入日(非課税申告書日付)以降のものですか。 (注)口座の初回預入日(非課税申告書日付)よりも前の日付の「領収書等」は「教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置」の対象外となります。	はい・いいえ

「領収書等」の日付は、1年を経過していませんか。 (注)領収書等の支払年月日から 1 年経過した「領収書等」は「教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置」の対象外となります。	はい・いいえ
--	--------

<ご注意>

- 上記 (2) 「領収書」 (3) 支払の事実を確認できる資料について
- ・学校等に対する支払の場合は住所(所在地)の記載がなくても提出可です。
 - ・塾や習い事など学校等以外の者に対する支払で住所(所在地)の記載がない場合には領収書、支払の事実を確認できる資料等に住所(所在地)を受贈者が記載し受贈者が署名または押印することで提出可です。
 - ・資金使途が明らかでない場合、学校等に対する支払の場合に限り領収書、支払の事実を確認できる資料にご預金者自身が資金使途を記載し署名または押印することで提出可です。

2. 教育資金支払領収書等の提出明細一覧

(1) 学校等への支払い

支払先名	住所	資金使途	支払日/期間	領収書等 枚数	金額
				枚	円
				枚	円
				枚	円
				枚	円
				枚	円
				枚	円
				枚	円
				枚	円
				枚	円
				枚	円
				枚	円
				枚	円
				枚	円
				枚	円

学校等支払い金額合計（＝①）

合計枚数
 枚

合計金額
 円

(2) 学校等以外への支払い

①塾や習い事等で必要な費用を、学校等以外の者に支払う場合（注1）

支払先名	住所	資金使途	支払日/期間	領収書等 枚数	金額
				枚	円
				枚	円
				枚	円
				枚	円
				枚	円
				枚	円
				枚	円
				枚	円
				枚	円
				枚	円
				枚	円
				枚	円
				枚	円
				枚	円
				枚	円
				枚	円
				枚	円
				枚	円

（注1）「資金使途」欄には、資金使途に加えて、その内訳（例「〇月分（〇回または〇時間）」）を記載してください。

②学校等で必要な費用を、学校等以外の者に支払う場合

支払先名	住所	資金使途	支払日/期間	領収書等 枚数	金額
				枚	円
				枚	円
				枚	円
				枚	円
				枚	円
				枚	円
				枚	円
				枚	円
				枚	円
				枚	円
				枚	円
				枚	円

学校等以外支払い金額合計（＝②） 合計枚数 枚 合計金額 円

総合計（①+②） 合計枚数 枚 合計金額 円

【教育資金について】

「教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税」の制度概要と非課税となる教育資金の範囲については、文部科学省のホームページに「Q & A」とあわせて掲載されていますのでご参照ください。

<文部科学省ホームページ：「教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置について」>

※http://www.mext.go.jp/a_menu/kaikei/zeisei/1332772.htm

「教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置」の対象となる教育資金の該当の有無についてご不明な点がある場合は税務署または税理士にご確認ください。

※当行使用欄

検印	写交付 確認印	係印 (受付者)